

多数の者が集合する催しに対して

消火器の準備と届出が必要となります。

平成25年8月に発生した京都府福知山花火大会で火災事故を踏まえ、桐生市火災予防条例が改正されました。(施行日 平成26年10月1日)



対象となる催しは?

祭礼、縁日、花火大会、展示会等多数の者の集合する催し



対象火気器具等を使用する露店や屋台を開設する場合



- 消火器の準備
- 「露店等の開設届出書」を届け出る
※届け出先は、消防署または消防分署



届出



多数の者が集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合する催しであって一定の社会的広がりがあるものが該当します。

※個人的つながりのある場合は対象外となります。

(例) 面識のある者同士のバーベキューや幼稚園等で父母が主催するもちつき大会等

対象火気器具等とは気体・液体・固体燃料または電気を熱源とするものが該当します。

(例) ガスコンロ、発電機、石油ストーブ、ホットプレート等



お問い合わせ先

消防本部予防課

0277-47-1703

桐生消防署

0277-47-1705

桐生みどり消防署

0277-77-1177

東分署

0277-46-2399

大間々新里分署

0277-73-1555

南分署

0277-46-1165

黒保根東分署

0277-97-2609